

鎌倉審議第 13 号
平成14年2月20日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 金 子 正 史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、平成14年1月29日付け鎌市活第1481号をもって諮問のありました事案につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、情報の提供にあたっては、個人情報の秘密の保持、複写等の禁止など、保護措置を講ずることはもとより、条例の趣旨にのっとり最大限の注意を払うよう提供先に要請されたい。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

個別

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	提供する記録の名称	提供する理由	提供先	提供予定日
23	市民活動課	勤労者福祉共済事務	登録会員	登録会員及び家族情報	勤労者福祉共済事業を市直営から公益法人による運営に承継するにあたって、登録会員及び家族情報を正確に把握することにより、同法人の事業運営を順調に推進するため	社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンター	平成14年3月